

垂坂公園・羽津山緑地林内整備業務委託 仕様書

1. 業務概要 垂坂公園・羽津山緑地において、林道整備に支障となる樹木の伐採、伐根及び薬液注入を行うものである。
2. 管理仕様
 - 伐採伐根工 ①伐採は極力地表に近い位置で行うこと。
②日々の作業終了時に、近隣住民の支障とならないよう伐採木、落ち葉等の清掃を行うこと。
 - 薬液注入工 伐採した樹木の切株に薬液注入による根枯れ処理を行うこと。
注入方法、薬剤については監督職員の承諾を得ること。
 - 伐採木等処分 伐採木、木根株の処分については産業廃棄物として適正に処分すること。
 - 安全管理 伐採・伐根作業時において、利用者の安全確保を行うこと。
 - 出来形管理 伐採、伐根状況がわかるように、作業前後の写真を撮影すること。
3. 委託料の支払 委託料は完了払いとし、業務完了後、受託者からの請求に基づき支払うものとする。
4. その他 ①管理用のテープ等を設置した場合は、業務完了後に除去すること。
②その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は監督職員と協議すること。
5. 暴力団等不当介入に関する事項
 - (1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。
 - (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 - ①不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
 - ②契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
 - ③①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。